

# 審判所、無申告加算税の賦課決定処分を取消し 期限内申告書の提出なしも 「正当な理由」ありと判断

期限内申告書の提出がなかったことについて、「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否かが争われた裁決で、国税不服審判所は、当時の請求人は確定申告書を提出することを要しない要件に該当し、また、所得税額は0円であり、その場合は無申告加算税が課されることもなかったことからすると、請求人の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当又は酷になる場合に当たるといふべきであるから、「正当な理由があると認められる場合」に該当するとの判断を示し、無申告加算税の賦課決定処分を取り消した（東裁（所）令5第27号）。

## 会社との裁判によって所得が確定、結果的に期限後申告に

本件は、請求人が所得税等の期限後申告書を提出したところ、原処分庁が無申告加算税の賦課決定処分をしたことから、請求人が期限内申告書の提出がなかったのは法定申告期限後に判決が確定したことによるものであるから正当な理由があるとし、また、請求人が期限後申告書の内容に誤りがあるとして所得税等の更正の請求をしたところ、原処分庁が、更正の請求は更正の請求をすることができる期間を経過した後にされたものであるとして更正をすべき理由がない旨の通知処分を

したことから、請求人が原処分の全部の取消しを求めた事案である（表1参照）。

請求人は、期限内申告書の提出がなかったことについて、判決確定までは、申告金額が確定しなかったのであるから、納税者の責めに帰することができない客観的な事情があるなどと主張（表2参照）。本件判決とは、請求人が勤務する会社との間で給与等の支払いを巡り裁判で争っていたものであり、判決により、本来の給与と実際に支払われた給与との差額が請求人に支払われることになった。

## 期限後の更正の請求は後発的な事由もなく不適法となるが

審判所は、更正の請求期限を経過した後は、期限の経過後に発生した事由に基づく更正の請求について定めた国税通則法23条1項の特則である同条2項などに規定する事由が認められない限り、納税申告書を提出した者の側から更正の請求をし、課税処分を争うことは許されないとし、請求人がした更正の

請求は、後発的な事由も認められないことから、不適法なものであるとの判断を示した。

しかし、審判所は、期限内申告書の提出がなかったことについては、国税通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由がある場合」に該当するとの判断を示し、無申告加算税の賦課決定処分については取り消している。

**【表1】 事案の経緯**

平成29年3月15日：平成28年分の所得税等に係る法定申告期限。  
 令和3年3月 5日：判決確定に基づき会社から請求人に給与の差額等が支払い。  
 令和4年2月10日：請求人が平成28年分の所得税等に係る確定申告書を提出。  
 3月14日：原処分庁が請求人の期限後申告により無申告加算税の賦課決定処分を決定。  
 3月15日：平成28年分の所得税等の更正の請求をすることができる期限。  
 6月 9日：請求人が更正の請求を行う。  
 10月28日：原処分庁は、更正の請求は更正の請求をすることができる期間を経過した後にされたものであるとして、請求人に更正をすべき理由がない旨の通知処分。

**【表2】 当事者の主な主張（期限内申告書の提出がなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当するか否か）**

請求人	原処分庁
<p>請求人は、本件判決が確定するまでは、申告すべき金額が確定していなかったところ、本件判決が確定したのが法定申告期限後であったため期限内申告をすることができなかつたのであり、納税者の責めに帰することができない客観的事情がある。</p> <p>なお、原処分庁は、請求人が本件期限後申告書を提出した原因は、請求人が申告書の提出を要しなかつたにもかかわらず納める税額が生じる申告書の提出を要すると誤認したことによる旨主張するが、請求人が本件期限後申告書の提出を要しなかつたと認めるのであれば、原処分庁は本件期限後申告書の提出に伴い納付された税額について、職権にて還付する等の処置をすべきである。</p> <p>したがって、期限内申告書の提出がなかつたことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当する。</p>	<p>請求人は、申告納税制度の下、自らの判断と責任において、法令の規定に基づき、課税標準等及び税額等について正しく計算したところで法定申告期限内に申告することが求められているにもかかわらず、平成28年分の申告についてこれを行わなかつたことは、単に税法の不知又は誤解など請求人の主観的事情に基づく場合に該当する。</p> <p>なお、請求人が、本件判決の確定により、平成28年分の所得税等の申告書の提出を要しなかつたにもかかわらず、本件期限後申告書を提出した原因は、納める税額が生じる申告書の提出を要すると誤認したというものである。</p> <p>したがって、期限内申告書の提出がなかつたことについて、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由があると認められる場合」に該当しない。</p>

**所得税額は0円で確定申告を要せず**

審判所は、請求人は平成28年分の所得税等については「0円」であることからすると、所得税法121条（確定所得申告を要しない場合）1項柱書及び同項1号に規定された各要件を満たし、確定申告書を提出することを要しないことになり、その場合は無申告加算税が課されることもなかつたと指摘。これによれば、適法に申告し納税した納税者との間の客観的な不公平の実質的な是正を図るとともに、適正な申告納税の実現を図るという無申

告加算税の趣旨に照らすと、無申告加算税を課するという行政上の措置を採る必要性はないものと解されるとした。

したがって、審判所は、期限内申告書の提出がなかつたことについて、請求人の責めに帰することのできない客観的な事情があり、無申告加算税の趣旨に照らしても、なお、納税者に無申告加算税を課することが不当又は酷になる場合に当たるといふべきであるから、「正当な理由があると認められる場合」に該当するとの判断を示している。